

「東京都建設リサイクル推進計画（改定素案）」に対する意見募集で寄せられたご意見及び都の考え方

<意見募集の概要> 【募集期間】令和4年1月17日（月）から令和4年2月15日（火）まで

【意見総数】5通46件

◆主な意見（26件）の概要と意見に対する東京都の考え方

項目	皆様からの意見の概要	意見に対する都の考え方
第1 計画の基本的な考え 2 計画の位置付け (2) 目標指数及び目標年度	①再生砕石の都発注工事の実績値が低いのはなぜか。 ②建設発生木材について、縮減化率が含まれているが、これは焼却しているもので、達成基準値として含むのはどうか。	①達成基準値の実績値は、国が実施した平成30年度センサスで公表されている値です。今後、建設グリーン調達実績調査等にて再生砕石が使われない理由の把握に努めていきます。 ②建設発生木材の達成基準値は、平成30年度建設副産物実態調査を参考に再資源化・縮減率としています。
第2 建設資源循環を促進するための個別計画 1 個別計画の方針 (1) 基本的な方針	③「廃棄物の有価物該当性判断制度の活用を図る」を追記すべき。 ④「電子マニフェストの利用を徹底する。」と記述すべき。 ⑤「建設廃棄物を排出する際は、「リチウムイオン電池やニッカド電池」を混合させると火災に繋がる恐れがあることから、紛れないようにすること。また、「石綿含有産業廃棄物」を混合させると中間処理施設で粉碎した際、アスベストが飛散することになるので、きちんと分離すること。」も追記されたい。 ⑥「二酸化炭素の排出量の少ない車両を使用していく。」と記述すること。 ⑦「中間処理・再資源化に当たっては、CO2排出量の削減に取り組んでいる施設の利用を促進する。」と追記されたい。	③建設資材廃棄物については、再生利用活用のため、個別指定制度等を通じて個々の実情を適切に確認し再生材の利用を推進していくこととしています。 ④電子マニフェストは今後、省力化等により利便性がますます高まることが予想されことから、推進計画では『電子マニフェストの利用を推進していく。』としています。 ⑤意見については、東京都建設リサイクルガイドラインへの記載を検討します。 ⑥推進計画は、建設資源循環の推進に係る計画です。意見は建設工事の施工方法や地球温暖化対策に関する事項であることから、参考意見とさせていただきます。 ⑦中間処理施設及び再資源化施設ごとのCO2排出量を比較することは現時点において難しいことから、参考意見とさせていただきます。
2 個別計画その1 コンクリート塊等を活用する (2) 現状	⑧コンクリート塊について、「今後発生する繊維質が混入しているコンクリート塊のリサイクルを検討する。」と明示していただきたい。	⑧特定のコンクリート等については、東京都建設リサイクルガイドライン等への記載を検討していきます。

<p>3 個別計画その2 建設発生木材を活用する (1) 基本的な考え方</p>	<p>⑨せん定枝葉等の再資源化の順序について、次のように修正すること。「再資源化施設への搬入を優先し、それがかなわない場合は熱回収及び発電・熱供給を行っている清掃施設への搬入」</p>	<p>⑨意見を踏まえ、推進計画を修正します。</p>
<p>(2) 現状</p>	<p>⑩「破碎又は焼却を行い再資源化等が行われている」のうち、焼却は削除すべき。単なる焼却は再資源化ではない。「等」に縮減化を入れるべきでない。</p>	<p>⑩推進計画においては、建設リサイクル法に基づき再資源化等に縮減を含むとしています。</p>
<p>(3) 全体の取組</p>	<p>⑪「また、サーマルリサイクルとして」は、「付着物等の性状のためマテリアルリサイクルが困難な場合は、」を追加すべき。「適切な施設において焼却等による縮減を行う」は、「サーマルリサイクルをしている焼却施設で処理する」とすべき。「その際、運搬距離に応じた運搬単価の設定や、木くずのマテリアル/サーマルリサイクル施設での定期補修期間や滞留状況に基づく受入制限を考慮する必要がある。」と追記すること。</p>	<p>⑪サーマルリサイクルの内容については、東京都建設リサイクルガイドラインへの記載を検討します。</p>
<p>(4) 都関連工事の取組</p>	<p>⑫「県外廃棄物搬入について・・・事前協議書により適正な手続きが行われたことを確認する」とあるが、少なくとも再資源化施設に搬入するものにあつては、事前協議が不要となるように、関係行政機関で合意すべきである。</p>	<p>⑫県外廃棄物の搬入に対する規制等は、廃棄物の適正処理推進などを目的に自治体が地域の実情に応じて運用しているものです。意見は、参考意見とさせていただきます。</p>
<p>4 個別計画その3 建設泥土を活用する (2) 現状</p>	<p>⑬建設泥土について、再資源化率 99.8%と大変高水準であるが、内訳を明示して頂きたい。</p>	<p>⑬建設泥土の再資源化率については、国が実施し公表している平成30年度センサスの値です。都は内訳を把握しておりません。</p>
<p>(4) 都関連工事の取組</p>	<p>⑭他の機関との連携協力において、個別指定だけではなく、有価物該当性について排出元を所管する行政で有価物と判断したものは、受け入れ地を所管する行政はそれを採用するよう、協議会等を通じて取り組まれたい。</p>	<p>⑭不法投棄等を防止するためには、再生材の確実な利用の確認が重要であり、排出元及び利用先の双方で適切に確認していくことが重要と考えております。よって、意見は参考意見とさせていただきます。</p>
<p>6 個別計画その5 廃棄物を建設資材に活用する (1) 基本的な考え方</p>	<p>⑮「埋め立て処分に制約が多い多摩地域では、東京たま広域資源循環組合が平成18年度から一般廃棄物焼却灰の全量をエコセメント化し、処分場の大幅な延命化を実現しているが、これに加え」を挿入すべきと考えます。</p>	<p>⑮エコセメントについては、(3) 全体の取組に記載します。</p>

<p>(2) 現状</p>	<p>⑩3 行目に以下の記述を追加。「特に、埋立処分に制約の多い多摩地域では、東京たま広域資源循環組合が平成18年度から一般廃棄物焼却灰の全量がエコセメントにリサイクルされており、処分場の大幅な延命化に貢献している。」</p> <p>⑪最終処分量の削減の観点から、一般廃棄物、浄水スラッジ、下水汚泥それぞれの現状について、統一して、発生量、再生利用量、最終処分量等を記述すべきと考えます。また、一般廃棄物については、区部と市町村部に分けて記述してはと考えます。</p> <p>⑫2 段落目と3 段落目で上水スラッジの記述が重複しており、整理願います。(平成30年度と令和2年度、また数字が大きく異なる)</p>	<p>⑬エコセメントについては、(3) 全体の取組に記載します。</p> <p>⑭ 一般廃棄物、浄水スラッジ、下水汚泥は、それぞれ由来も性状も異なります。また、推進計画において一般廃棄物発生量等については、区部と多摩部を区別して記載する必要性はないと考えております。</p> <p>⑮令和2年度の記載は省略します。</p>
<p>(3) 全体の取組</p>	<p>⑯プラスチック類 「プラスチック資源循環促進法の施行を受けて、プラスチック建設廃棄物の資源化について同法の活用を促していく」と記述すべき。</p> <p>⑰建設混合廃棄物 「選別、縮減、再生利用等が可能な中間処理施設に搬入し、できる限り縮減又は再生利用の割合を高め」を、縮減よりも再生利用を優先するため、次のように変更されたい。「選別、再生利用等が可能な中間処理施設に搬入し、できる限り再生利用の割合を高め、それが困難なものは縮減を行い、」</p> <p>⑱一般廃棄物焼却灰から作る建設資材の取扱 4 行目の記述を以下のように変更。「エコセメントについては、今後も再生建設資材としての利用を一層促進するためにPR等を強化するとともに、これを原材料として製造されたコンクリート二次製品や生コンクリートを建設工事において積極的に活用する。」</p> <p>⑳一般廃棄物焼却灰から作る建設資材の取扱 2 段落目の2 行目以下を、次のように修正すべきと考えます。「東京二十三区清掃一部事務組合」が平成25 年度から民間施設を活用したセメント原料化の取組などを進めている。また、多摩においては、「東</p>	<p>⑯意見を踏まえ、推進計画を修正します。</p> <p>⑰意見を踏まえ、推進計画を修正します。</p> <p>⑱意見を踏まえつつ、東京都環境物品等当調達方針（公共工事）（以下、調達方針という。）における特別品目の分類に基づき、推進計画を修正します。</p> <p>⑳意見を踏まえ、推進計画を修正します。</p>

	<p>京たま広域資源循環組合」が平成 18 年からエコセメント化施設を稼働させ、25 市 1 町の一般廃棄物の焼却灰の全量を原料にエコセメントを生産しており、埋め立て処分に制約が多い多摩地域の最終処分場の延命化を実現している。</p> <p>このようなエコセメントについては、これを原材料として製造されたコンクリート製品等を、都関連工事ばかりでなく、民間を含む建設工事において積極的に活用し、利用をさらに推進していく。」</p>	
(4) 都関連工事の取組	<p>㉓以下の文面を①として追記。「①東京たま広域資源巡回組合が製造した、エコセメントをそのままの状態又はこれを原料として製造されたコンクリート二次製品を、都関連工事において積極的に利用していく。」</p>	<p>㉓エコセメントについては、(3) 全体の取組に記載します。</p>
7 個別計画その 6 建設グリーン調達を推進する (1) 基本的な考え方	<p>㉔以下の文章を②として追記。「②最終処分場を延命化する」</p> <p>都内においては、現有の「海面処分場」や「ニツ塚処分場」等のほかに新たに最終処分場を確保することは極めて困難である。このため、一般廃棄物焼却灰から製造するエコセメント、浄水場発生土から製造する園芸用土、下水汚泥焼却灰から製造するスーパーアッシュ等を「東京都環境物品等調達方針」により積極的に利用する。」</p>	<p>㉔意見については、「6 個別計画その 5 廃棄物を建設資材に活用する」に記載しております。</p>
(4) 都関連工事の取組	<p>㉕東京都建設グリーン調達制度 現計画（平成 28 年 4 月）の 50 ページに記述のある「ウ特別品目」から「カ評価制度」まで本素案では削除されているが、削除せずに推進計画で明記すべきと考えます。</p>	<p>㉕意見の「ウ特別品目」から「カ評価制度」までについては、調達方針に記載すべき内容であり、既に調達方針に記載済みであることから、推進計画から削除します。</p>
用語説明	<p>㉖(※ 32)《エコセメント》 以下の文章を修正追記。平成 14 年 7 月には JIS 化 (JIS R 5214:2002 (2019 改正)) されている。平成 18 年・・・エコセメントの生産を開始、同処分場に搬入される焼却灰を全量リサイクルしている。また、平成 28 年 6 月から、建築物の主要構造物等にエコセメントを使用した生コンクリートが使用できることとなった。</p>	<p>㉖意見を踏まえ、推進計画を修正します。</p>